相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市越ヶ谷二二三〇番地三、最後の住所埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一〇番六号チュリス越谷四〇四号
被相続人　亡　柿沼　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十一日
東京都渋谷区神宮前五丁目二六番一五―四〇三号　相続財産管理人　荒木　真名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字家島九四四番地、最後の住所愛知県蒲郡市上本町一一番九号
被相続人　亡　岡田　好弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十一日
名古屋市中区栄一丁目一一番六号秋月ハイツ五〇三号室
相続財産管理人　司法書士　村井　賢介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市小島町字南島二〇番地、最後の住所愛知県豊橋市草間町字大応寺前二五番地二〇七
被相続人　亡　朝倉　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十一日
相続財産管理人　司法書士　猪飼　千博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市大津区真砂町一〇六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　橋本　文則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十一日
兵庫県姫路市北条口二丁目七二番地
相続財産管理人　谷林　一憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫今出通三丁目一四番地ノ二、最後の住所神戸市兵庫今出通三丁目一四番地ノ二
被相続人　亡　早猛亀治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十一日
兵庫県南あわじ市八木新庄七七番地
相続財産管理人　宮嵜　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市西区壱岐団地一〇九番、最後の住所福岡市西区壱岐団地一〇九番一号
被相続人　亡　野村　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十一日
福岡市南区高木二丁目一三番一―一〇三号
相続財産管理人　松下　優希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市口之津町丁五四八〇番地、最後の住所長崎県南島原市口之津町丁五四八〇番地二
被相続人　亡　小渕　勇夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十一日
長崎県島原市弁天町一丁目九〇番地二
相続財産管理人　竹内　峰昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県枕崎市桜木町七一番地、最後の住所埼玉県上尾市大字菅谷三三三番地日工精機寮
被相続人　亡　田畑　賢司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十一日
事務所鹿児島県枕崎市高見町二五七番地二
相続財産管理人　島田　靖幸

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年1月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①フローラル観光　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―739号　④フローラル観光　千葉県南房総市千倉町北朝夷197―2　鈴木俊夫　⑤本社営業所　千葉県南房総市千倉町北朝夷197―2　⑥平成17年９月12日　⑧平成22年８月24日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県南房総市千倉町北朝夷197―2　フローラル観光　鈴木俊夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十三年一月十一日
一、墳墓等所在地　神奈川県横須賀市深田台１〇
一、墳墓等の名称　龍本寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　神奈川県横須賀市深田台１〇　宗教法人龍本寺　代表役員　田賀龍彦